

《正光寺・天満宮のムクロジ》保護樹木の指定解除の要件について

【1】第1回審議論点

草津市の良好な環境保全条例施行規則の第15条第1項に規定される一部の基準は満足するものの、「健全性」の点で意見がわかれた。

【2】指定の要件

草津市の良好な環境保全条例施行規則 第15条第1項 抜粋

条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり※①、かつ、学術的または歴史的に意義がある樹木※②であって、次の各号のいずれかに該当※③するものとする。ただし、市長が特に保護の必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。
- (2) 地上からの高さが15メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。
- (4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

上記着色部分に示す条件

※① 健全である
※② 学術的または歴史的に意義がある
※③ (1)～(4)のいずれかに該当する

※①～※③の全てを
満たす必要がある

【3】指定解除の要件

※①から※③のいずれかを満足しない場合に、指定解除となる。